

道路改良會事績概要

事績

第一次世界大戰の興へたる教訓の一要件として、鐵道の整備擴張及び一般道路の改良發達を痛感せられたりしが、偶々米國人にして道路築造家として有名なるサミュール・ヒル氏が大正七年十一月我國に來遊したるを機とし、國防義會其の他の同志の企に依り同年十二月二十九日「國防と道路」と題し講演會を開催せられたり。其後子爵澁澤榮一氏は夙にサミュール・ヒル及び其の岳父ゼームス・ヒル兩氏と親交あるの關係により一日同子爵はサミュール・ヒル氏を招待し、更に床次内務大臣、水野前内務大臣及び内務省當局、陸海軍當局關係官其他多數の民間有力の實業家を招き、ヒル氏の意見を聽聞したり。此の會合後澁澤子爵は

石黒五十二、堀田貢、星野庄三郎、床次竹二郎、上泉徳彌、川島清二郎、長岡外史、山田英太郎、松木幹一郎、増島六郎、牧彦七、福原有信、手塚猛昌、淺野總一郎、佐藤綱次郎、水野鍊太郎、肥田景之等の諸氏と相談り、大正八年一月二十四日左の趣意書を公表し、政府當局は勿論、府縣市町村其他に廣く之を頒布し、道路改良の促進を圖ることなれり。

道路改良會設立趣旨

邦家の隆運を昌にし公衆の福祉を進むるの途固より一ならずと雖も交通機關を完備する如き蓋し其の最も緊要なる

ものたるべし交通機關能く整備して各地の聯絡疏通爲に全きを得むか農村の開發振興始めて著しきを加へ都市の殷賑繁榮愈大なるを致し物價の如きも各地を通じて能く平準を保つことを得るに至るべく獨り平時に於て進展に資する所極めて多きのみならず一旦有事の秋に際會せば國防上に至大の利便を供與す可きや固より疑を容れず。

願ふに明治の維新に方り開國進取の國是一たび定まりたる以來海に陸に銳意して交通機關の設備に勉め成績の見るべきもの尠からず然るに其の最も普遍的な交通機關たる道路の施設に至りては他の交通機關何れも著しく發達したるに比して今尙遜色あるを免れず之を東京、横濱、大阪、神戸等の大都市の現狀に徴するも單に道路網の統一整備を缺くのみならず路幅亦狭少にして其の缺點殆ど擧げて數ふ可からず加ふるに雨雪一たび到れば忽ちにして泥濘の巷と化し歩行車行其の他交通上の困難名狀すべからざるものあり大都市の道路にして既に然り地方の道路に至りては其の不備更に甚しきものあり全國交通の幹線たる國道にして尙且

渡船、賃錢橋に依り辛うじて其の聯絡を取れるもの六十餘箇所が多きを算するのみならず路幅僅かに六、七尺に過ぎざるの隘路あり勾配五分の一を超ゆるの急坂あり爲に人馬諸車の往來に支障を來すこと少からず此の如くむば産業の開發得て望むべからざるは勿論世界に卓越すと稱せらるゝ我邦天然の美景を内外に紹介すること亦至難なるべく曩に制定せられたる軍用自動車保護法に依る交通要具の普及獎勵の如き固より其の効果を收むるに由なかるべし。

我邦道路の不備今猶昨の如し是れ或は國土の地形自ら道路の開發を困難ならしめたるが爲なると封建諸侯が故らに交通の便を避け割據の風を成したる餘弊を承けたるものありとに因るべしと雖も鐵道の開通を見るに及びて一時道路の必要閉却せられたるもの亦確に其の一因たらずんばあらず然れども鐵道と道路とは各其の職能を異にするのみならず、鐵道の普及には自ら其の限度あり兩者相俟ちて相互に交通機關の效用を完うせしめざるべからず殊に近時道路を利用する快速力運輸機關の發達普及せむとするに當り交通

上に於ける道路の價值愈顯著なるを致せり之が改善の一日を曠うすべからざるや復言を俟たざるべし。

近くは政府に於ても第四十一期帝國議會に際し多年の懸案たりし道路法案を提出し又國道の改修計畫を定め更に府縣道以下の道路改良を遂行して時運の要求に副はしめむことを期せるが如し然れども世界の大戦新に戢まり列國平和の競争愈激烈を加へむとするの今日此の交通の主要機關たる道路の改良に關して單に政府の爲す所にのみ依頼して已むべけむや是れ予等同志胥謀り玆に全國の有志を糾合して道路改良會を設け汎く道路改良に關する方策を講究して速に其の實を擧げ以て時勢の進運に資せむとする所以なり翼くば有志諸家の奮つて本會の趣旨を翼賛せられ其の目的を達成するが爲に一臂の力を致されむことを。

會長 法學博士 水野 鍊太郎

本會の創立は克く世論を喚起し、着々其の効果を擧げ本會の事業を助成するの目的を以て少なからざる有志の醵金を得たるを以て、先づ東京市路面改良計畫を樹て其の實行

道路改良會事績概要

を當局に建議したり。然るに政府は財政上の關係に依り速に補助を爲すを得ず、東京府亦補助を與ふるに躊躇する所あり、仍て本會は其の急務なるを廣く宣傳し、銳意世論の喚起に努め、屢次當路者に事業遂行の方策を建議し、政府に對しては極力國庫補助の實行を迫りたるが、政府も遂に意を決し道路法の施行に伴ひ、道路改良費の財源を公債に求むるの策を執り、道路公債法を制定することゝなれり。偶々道路改良の聲教間に達し、民人の休戚を軫念あらせられ、畏くも内帑の資參百萬圓を東京市に下し給はる。此に感激して本會に於ては直に御禮書を捧呈し、具に本會事業の顛末を天聽に達するの手續を執れり。斯くて大正九年七月の帝國議會に於て道路公債法案の協賛を得、東京市道路改良事業の實現を見るに至れり。本會が唱導したる東京市の重要事業たる道路の改良は實に一年有餘の歲月を費し、幾多の迂餘曲折を経て漸く其の目的を達することを得たり。

更に帝國交通系統の一大幹線たる東京神戸間國道の改良の殊に急務なるを以て、昨八年十一月全線一齊に交通情勢

の調査を開始し、尙本會幹部は自動車に依り道路の現状を視察すると共に、道路改良の急務なることの宣傳に努め大に道路改良の機運を促進し、遂に關係府縣に於ては國道改良計畫の大綱を定め、箱根、鈴鹿の險坂の改善、相模、富士、大井、天龍の四大川、濱名湖の五架橋の計畫を見るに至れり。

道路特に路面の築造は、優秀なる技術に依るにあらざれば其の効果を收め難きを念ひ、技術者を海外に派遣し、先進國の實情を視察せしむるの喫緊事なるを認め、左の如き建議書を關係府縣知事に提出したり。

建 議

我邦ノ道路ハ從來概ネ低速輕重ナル牛馬車等ノ通行ニ供スルヲ目的トセルヲ以テ路面脆弱幅員亦狭小ニシテ且屈曲甚シク之ヲ實質上ヨリ觀ルトキハ砂利道ト稱セムヨリ寧ロ砂利著セ土砂道ニ屬シ工法ノ上ヨリ觀ルトキハ單ニ踏ミ固メラレタル道路ニ過キスシテ殆ト天然道ト擇フ所ナシ橋梁ノ如キ亦其ノ構造多クハ粗惡ニシテ耐力執レモ小弱ナリ殊ニ國道及府縣道ニシテ今日尙賃取橋又ハ浮船ニ依リテ僅ニ交通ノ連絡ヲ圖ルモノ少カラス

其ノ不利不便蓋シ意料ノ外ニアリ然ルニ近時産業ノ發達ハ一般運輸交通ノ激増ヲ促シ高速重量ナル車輛ノ使用漸ク盛ナラムトスルニ方ツテ早クモ已ニ交通ノ雜踏ヲ來シ著シク危險ノ度ヲ増加セルノミナラス路面ノ如キ亦爲ニ屢々破損ヲ生シ隨テ修ムレハ隨テ損シ修補ハ常ニ之ト相伴フ能ハス從テ運輸交通ノ不利益々甚シキヲ訴フルニ至リ時勢ノ進運ニ伴フ能ハサラムトス於是乎本會ハ夙ニ思フ全國道路ノ改良ニ致シ先ツ東京市路面改良ノ案ヲ定メテ客年既ニ之ヲ發表シ次テ東京神戶間國道改良ノ調査ニ着手シ近ク之カ成案ヲ發表セムトス惟フニ道路改良ノ事業タルヤ假令距離ノ財ヲ糜スモ計畫其ノ當ヲ失シ施行其ノ宜シキヲ得サルニ於テハ能ク其ノ效果ヲ收ムルコト難シ是レ曩ニ本會カ道路改良ノ調査ヲ始ムルニ方リ先ツ手ヲ東海道筋ノ交通情勢ノ調査ニ下シタル所以ニシテ畢竟之ニ依リテ道路ノ幅員、路面ノ構造其ノ他必要ナル規格ヲ決定スルノ資料ヲ得以テ計畫ノ適切ナラムコトヲ期シタルニ外ナラス

由來道路ノ勾配屈曲ノ如キハ交通ノ性質地形ノ關係等ニ依リ準繩ノ自ラ定マルノミナラス其ノ應用モ亦比較的單純ナルヲ常トスト雖路面ノ構造ノ如キハ大ニ之ト其ノ趣ヲ異ニシ學術トヲ要スルコト甚タ大ナルモノアリ之ヲ歐米各國ニ於ケル近況ニ觀ルニ既往一世紀ニ互リ永ク路面構造ノ適種トシテ都鄙ヲ通シ

汎ク實用セラレタル水締メ「マカダム」道ノ如キハ遂ニ軌近十數年來急速ニ發達セル自動車ノ頻繁ナル走行ニ耐ヘサルニ至リ各國競ツテ力ヲ之カ改善ニ致シ更ニ進テ他ノ新道種ノ發明ニ努メ且年々距費ヲ投シテ幾多ノ試驗工事ヲ行ヒ以テ益々經濟的路面構造ノ研究ヲ進メテ今ヤ其ノ種類ノ如キ數十ノ多キニ及ヒ交通ノ量ト質トニ應シテ各其ノ工法ヲ異ニセルノミナラス之ニ要スル材料ノ選擇配合ノ如キ亦全ク學理ニ基キテ愈々功緻ヲ極メ其ノ工法ノ如キ既ニ改良ノ域ヲ超エテ寧ロ新奇ヲ競ヒ卒カニ入神ノ妙技ヲ要スルニ至レリ若シ夫レ橋梁ニ至リテ道路築造用具ノ進歩、貨物自動車積量ノ増大又ハ其ノ連絡運輸ノ發達等ニ伴フテ益々耐力果進ノ必要ヲ認メ其ノ經濟的形式ノ選定構造ノ改良舊橋補強ノ方法等之カ研鑽ニ日モ尙足ラサルノ實情ニ在リ聞クカ如クムハ貴府(縣)ニ於テ

- 東京府 東海道外三國道ノ改修ニ着手シ尙帝都環狀線府縣道ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト
- 神奈川県 京濱間國道ノ改修ニ着手シ尙東京橫須賀線國道ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト
- 静岡縣 東海道中大井川外四大橋ノ架設及箱根外二險路ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト
- 愛知縣 東海道線及岐阜線國道ノ改修並之ニ伴フ木曾川ノ

道路改良會事績概要

架橋其ノ他府縣道ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト

- 三重縣 東海道線中鈴鹿峠ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト思フニ揖斐長良ノ二大川ノ如キ橋梁ヲ架設シ國道改良政策ノ遂行ヲ見ルコト近キニアラム

- 京都府 (前文實情ニ在リノ次ニ)聞ク大阪兵庫兩府縣ニ於テハ既ニ阪神間國道ノ改修ニ着手シ近代交通ノ要求ニ應セムトスト思フニ京阪間國道モ亦改修ノ計畫成リ阪神間ト共ニ經濟的交通線ノ表現ヲ見ルコト近キニアラム

- 大阪府 兵庫縣 阪神間國道ノ改修ニ着手シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト

- 千葉縣 國道千葉街道其ノ他府縣道ノ改良ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト

- 福岡縣 國道二號道路線中黑崎折尾兩町間ノ改修ヲ計畫シ以テ近代交通ノ要求ニ應セムトスト

固ヨリ優秀堪能ノ専門家ヲシテ其ノ事ニ當ラシメ以テ萬全ノ策ヲ講セラル、ヲ疑ハスト雖我邦從來ノ道路橋梁其ノ他都市土木ノ甚シク幼稚ナルニ比シ歐米諸國ニ於ケル近代式構造ハ即チ學ト術トノ精華ヲ極メ漫リニ他ノ模倣ヲ許サザルモノアリ而セ學ハ尙東西ヲ隔テ、之ヲ學フコトヲ得ヘシト雖術ハ實地ニ就テ

親ラ之ヲ修習スルヲ必要トス仍テ此ノ際有爲ノ技術家兩三名ヲ
米國ニ派遣シ以テ親シク該地ニ於ケル近代進歩ノ現況ヲ觀察見
學セシメ其ノ結果ヲ參酌シテ我邦ノ風土交通ニ應スル最善ノ計
畫ヲ定メ實施上萬遺算ナキヲ期スルト共ニ規範ヲ全國各府縣ニ
示サムコト切望ノ至ニ堪ヘス茲ニ本會理事會ノ議決ヲ經意見書
提出候也

大正九年六月二日 道路改良會會長 水野鍊太郎

顧問 男爵 澁澤榮一

東京府知事 阿部 浩殿

神奈川縣知事 井上 孝 哉殿

静岡縣知事 關屋貞三 郎殿

愛知縣知事 宮尾 舜 治殿

三重縣知事 山脇 春 樹殿

京都府知事 馬淵銳太 郎殿

大阪府知事 池松 時 和殿

兵庫縣知事 有吉 忠 一殿

千葉縣知事 折原巳一 郎殿

福岡縣知事 安河内麻吉殿

建 議

本會夙ニ思フ全國道路ノ改良ニ致シ托ツ東京市内路面改良ノ

計畫ヲ定メ客歲ノ力速成ニ關スル意見ヲ發表(東京市ハ具陳)
スル所アリシニ幸ニ採納セラレテ既ニ市會ノ議決ヲ經今ヤ實行
ヲ觀ルニ至ラムトセリ惟フニ路面改良ノ事業タル假令鉅萬ノ財
ヲ糜スモ施行宜シキヲ得サルニ於テハ終ニ其ノ效ヲ收メ難キノ
虞ナシトセス今之ヲ歐米諸國ノ實況ニ觀ルニ何レモ奮テ路面ノ
改良ヲ企圖スルト共ニ經濟的構造ノ研究ニ竭シク交通ノ量ト
質トニ應ジ其ノ種類ノ如キ今ヤ數十種ノ多キヲ算スルニ至リ之
ニ要スル材料ノ選擇配合ノ如キ學理ヲ基礎トシテ功績ヲ極メ其
ノ工法ノ如キ改良以外更ニ進テ新奇ヲ競ヒ爲ニ其ノ局ニ當ル者
ハ入神ノ妙技ヲ要スルニ至レリ而シテ近代式路面ノ施工ニ付テ
ハ學ト術トヲ要スルコト亦頗ル多大ニシテ而モ學ハ尙東西其ノ
地ヲ異ニシテ之ヲ學フヲ得ヘシト雖術ニ至リテハ實地ニ就テ之
ヲ習得スルヲ必要トス仍テ此ノ際有爲ノ技術家兩三名ヲ米國ニ
派シ親シク彼ノ地ニ於ケル近代路面ノ構造ノ實況ヲ觀察見學セ
シメ其ノ結果ヲ參酌シテ適應ノ實施設計ヲ定メ施工上萬遺算ナ
キヲ期スルト共ニ規範ヲ全國ノ都市ニ示サレムコトヲ切望ス茲ニ
本會理事會ノ議決ヲ經意見書提出候也

大正九年六月二日 道路改良會會長 水野鍊太郎

顧問 男爵 澁澤榮一

東京市長 田尻稻次郎殿

横濱市長 久保田政、周殿
名古屋市長 佐藤孝三、郎殿
京都市長 安藤謙、介殿
大阪市長 池上四郎殿
神戸市長 鹿島房治、郎殿

道路改良に伴ひ、道路工學の他の工學に比し甚しく輕視せらるゝの弊を矯め、其の振興を企圖し、大正九年六月に別紙の如き建議書を文部大臣竝各帝國大學總長及官公私立の専門學校當局に提出し、相當刺激を與へたる所ありたり

建 議

輓近殖産興業ノ異常ナル發達ト相伴ヒ交通機關ノ改造益々其ノ急ヲ告ケ列強何レモ競テ力ヲ此ニ致ササルハアラス而シテ今ヤ我國ニ於テモ道路ヲ利用スル新式交通用具ノ使用日ヲ逐フテ益々旺盛ヲ加ヘムトスルノ時ニ方リ道路ノ舊態ヲ革メテ之カ改善發達ヲ促進シ以テ世運ノ進展ニ順應スルハ方ニ及時喫緊ノ要務タリトス是レ曩ニ道路ニ關スル統一的法規ノ制定ヲ見タル所以ニシテ之ニ依リ我國道路ノ行政ハ茲ニ一新紀元ヲ劃スルニ至リタリト雖愈々進テ道路ノ實質ヲ改善シ社會ノ進運ト相應シク交通ノ目的ヲ達成セムトセハ學識技能共ニ優秀堪能ナル多數

道路改良會事績概要

ノ専門家を要スヘキハ固ヨリ言フ俟タス聞ク政府ニ於テハ近ク數億圓ノ道路公債ヲ發行シ全國ノ國道及大都市内ノ道路改正ノ達成ヲ圖ルト共ニ各府縣ニ道路技師以下専門職員ヲ特設スルノ議アリト而モ廣汎ナル學識ト優秀ナル技能トヲ兼備スル専門家を養成ハ之ヲ最高學府ノ教育ニ俟タサルヘカラス然ルニ之ヲ我國ノ現狀ニ觀ルニ道路ニ關スル學術ノ研究ハ尙未タ幼稚ノ域ヲ脫スル能ハスシテ現ニ帝國大學工學部ニ於テスラ道路工學ハ僅ニ土木工學ノ一講座ニ分屬スルニ過キサルヲ見ルモ之ニ關スル學術カ他ニ比シテ甚シク輕視セラル、ノ傾向アルハ爭フヘカサル所ナルノミナラス斯學ニ關シ未タ多士濟々ヲ以テ自ラ居ル能ハサルノ觀アルハ寔ニ遺憾トセサルヲ得ス之ヲ列強カ其ノ最高學府ニ道路工學ノ獨立學科ヲ設ケ深遠ナル學理ヲ基礎トシ近代交通用具ノ發達ニ適應セル道路ノ經濟的築造ノ研究ニ力ヲ竭シツ、アルニ想到セハ我國道路技術ノ進歩セサル致テ怪ムニ足ラザルナリ依テ政府ニ於テハ如上我國道路工學教授上ニ於ケル缺陷ヲ調査スルト共ニ現代社會ノ必需ニ應スルカ爲此ノ際帝國大學工學部ニ道路工學ノ獨立學科ヲ設置セラレ優秀ナル専門技術者ノ養成ヲ企圖セラレムコトヲ望ム茲ニ本會理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正九年六月十日 道路改良會會長 水野鍊太郎

顧問 男爵 澁澤榮一

九州帝國大學總長 眞野文二殿

京都帝國大學總長 荒木寅三郎殿

東京帝國大學總長 男爵 山川健次郎殿

文部大臣 中橋徳五郎殿

建議

軌近殖産興業ノ異常ナル發達ト相伴ヒ交通機關ノ改造益々其ノ急ヲ告ケ列強何レモ競テ力ヲ此ニ致サ、ルハアラス而シテ今ヤ我國ニ於テモ道路ヲ利用スル新式交通要具ノ使用日ヲ逐フテ益々旺盛ヲ加ヘムトスルノ時ニ方リ道路ノ舊態ヲ革メテ之カ改善發達ヲ促進シ以テ世運ノ進展ニ順應スルハ方ニ及時喫緊ノ要務タリトス是レ竊ニ道路ニ關スル統一的法規ノ制定ヲ見タル所以ニシテ之ニ依リ我國道路ノ行政ハ茲ニ一新紀元ヲ劃スルニ至リタリト雖愈々進テ道路ノ實質ヲ改善シ社會ノ進運ト相應シク交通ノ目的ヲ達成セムトセハ學識技能共ニ優秀堪能ナル多數ノ専門家ヲ要スヘキハ固ヨリ言フ俟タズ聞ク政府ニ於テハ近ク數億圓ノ道路公債ヲ發行シ全國ノ國道及大都市内ノ道路改正ノ速成ヲ圖ルト共ニ各府縣ニ道路技師以下専門職員ヲ特設スルノ議アリト而モ廣汎ナル學識ト優秀ナル技能トヲ兼備スル専門家ノ養成ハ之ヲ最高學府ノ教育ニ俟タサルヘカラス然ルニ之ヲ我

國ノ現状ニ觀ルニ道路ニ關スル學術ノ研究ハ尙味々幼稚ノ域ヲ脱スル能ハスシテ現ニ帝國大工學部ニ於テスラ道路工學ハ僅ニ土木工學ノ一講座ニ分屬スルニ過キサルヲ見ルモ之ニ關スル學術力他ニ比シテ甚シク輕視セラル、傾向アルハ爭フヘカラサル所ナルノミナラス斯學ニ關シ未タ多士濟々ヲ以テ自ラ居ル能ハサルノ觀アルハ寔ニ遺憾トセサルヲ得ス之ヲ歐米ノ實況ニ觀ルニ何レモ競ツテ新適種工法ノ發明ニ努メ廣汎ナル學理ニ基キ愈々功緻ヲ極メ益々經濟的構造ノ研鑽ニ日モ尙足ラサルノ實況ニ在リ其ノ徑庭ノ甚シキ此ノ如シ我國道路ノ革新上寔ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ固ヨリ土木工學ノ普遍的教育ヲ目的トスル貴校ニ在リテハ其ノ一部ニ屬スル道路工學ニノミ偏スルハ事情ノ許サルモノアルヘシト雖之ヲ科外ニ講演スル等其ノ他適當ノ方法ニ依リ特ニ近代の交通ニ適應シタル道路構造ニ關スル學ト術トノ普及向上ヲ圖リ以テ我國道路革新事業ノ完成ニ資セザレムコトヲ望ム茲ニ本會理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正九年六月十日 道路改良會會長 水野鍊太郎

北海道帝國大學附屬土木専門部主事殿

東北帝國大學工學専門部長殿

熊本高等工業學校長殿

名古屋高等工業學校長殿

顧問 男爵 澁澤榮一

- 日本大學高等工學校校長殿
- 岡山縣立工業學校校長殿
- 北海道廳立札幌工業學校校長殿
- 山形縣立工業學校校長殿
- 工手學校長殿
- 岩倉鐵道學校校長殿
- 東京工科學校校長殿
- 中央工科學校校長殿
- 早稻田工手學校校長殿
- 攻玉舎工學校校長殿
- 東京商工學校校長殿
- 東京工學校校長殿
- 京都工學校校長殿
- 大阪高工學校校長殿

次に道路事業は其の性質上巨額の費用を要し、國民經濟に影響する所甚だ大なるものあり。是れ低廉にして善良なる構造を以て交通情勢に適應すべき道路を築造するの極めて切要なる所以なりとす。然るに我國に於て未だ之に關す

道路改良會事績概要

る標準的指針の有せざるは路政執行上洵に寒心に堪へず、依て中央試験所を設置して全國に於ける當該材料の品質に就き、豫め標準的試験を行ひ、以て其の成績を公表し、局に當る者をして其の適從する所を知らしむるの必要ありと認め、試験所設置の議を内閣總理大臣及内務大藏兩大臣に建言したり。大正十一年九月三十日土木試験所の設置を見るは、蓋し本建議を採用せられたるの結果なりと信ず。大正十年には先づ赤星長野縣知事の請を容れ、本會幹部諸氏は同縣下に講演會を開催する數ヶ所、道路改良の急務なるを宣傳したりしが、其の結果同縣内の國道十一里、府縣道四十四の改良計畫を樹て、其の實行に着手するに至らしめたり。又京都府内に於ても道路改良講演會を開催し相當の効果を收めたるを見る。

本會設立の目的を達成せんがために機關雜誌として「道路の改良」を發行することゝなれり。更に大正十年十二月十二日社團法人の許可を受け、將來本會活動の基礎を確立したり。爾後本會事業の概要を各年別に略記すれば左の如

し。

大正十一年歐米の視察を終り、最近歸朝せられたる幹事牧彦七氏を煩はし、歐米道路問題に關し講演會を開催し道路改良の宣傳に資する所あり。

大正十二年、此年九月一日關東大震災に遭遇して、重要書類調査所等を烏有に歸し、會務遂行上少からざる支障を見たるも銳意其の恢復整理に努めたり。然るに政府は財政關係を理由として道路改良に關する既定の計畫に變更を加へ、大に其の經費を削減せんとすとの事なり。依て本會に於ては急遽理事會を開き、道路改良に關する既定計畫の遂行に關し、左の如く内閣總理大臣並内務大藏兩大臣に建議する所ありしも、政府の容るゝ所とならざりしは甚だ遺憾とする所なりき。

建 議

本年九月一日ノ大震災火災ハ帝都並橫濱其ノ他ノ市區ヲ焦土ト化セシメ其ノ慘禍ノ激甚定ニ稀ニ觀ル所ニ屬シ之カ復興ノ遲速

ハ帝國國運ノ隆替ニ影響スル所極メテ大ナルモノアリ其ノ施設經營ヲ要スル事業固ヨリ鈔ナカラスト雖就中道路ノ改善ハ殊ニ最モ焦眉ノ急務タリトス

災害ノ一タヒ到ルヤ電信、電話、鐵道等ノ交通機關ハ何レモ皆其ノ效用ヲ失ヒタルニ拘ハラズ獨リ道路ノミ橋梁ノ破壞燒失ニ歸シタル個所ヲ除クノ外尙克ク其效用ヲ持續シテ罹災者ノ避難並其ノ救護ニ關シ相當ノ效果ヲ擧ゲ得タルハ道路カ國民生活上必須ノ施設ニ屬スルモノナルコトヲ證據セルモノニシテ吾人日常道路ノ改良ニ力ヲ致スモノノ深ク満足スル所ナリ今ヤ政府ハ全力ヲ擧ケテ震害地ノ復舊計畫ニ寧日ナシト聽ク從テ之ニ伴フ各般ノ事業ニ鉅額ノ經費ヲ要スヘキハ固ヨリ言フ俟ダスト雖モ道路力災害ニ際シテ絶大ノ效果ヲ擧ゲ得タルニ鑑ミ道路改良ニ關スル既定計畫ハ此際之ヲ敢行スルハ勿論更ニ災害ニ因ル數萬ノ失業者ヲ救済スルカ爲一層事業ノ促進ヲ圖リ速ニ之ヲ執行スルハ洵ニ喫緊ノ要務タルヲ疑ハス右趣旨ニ則リ此際道路ニ關シ徹底セル政策ヲ探ラレムコトハ實ニ本會ノ切望シテ止マサル所ナリ茲ニ本會理事會ノ決議ヲ經建議候也

大正十二年九月二十九日道路改良會長水野鍊太郎

大正十三年、政府は大正十四年度豫算の編成に際し財政上道路改良政策を拋棄し、既定計畫に基く豫算を全部削除

せんとするやの風説頗る喧かりしを以て、本會に於ては若し其の風説の如き事實あらんか、漸く其の緒に就かんとする我國道路改良事業は、爲に一大頓挫を來たし、道路改良の機運を阻止することの明なるを認め、左の如き建議書を内閣總理大臣並内務大藏兩大臣に提出したり。

建 議

道路ハ國民生活並經濟上重要ナル地位ヲ占メ其ノ良否ハ國運ノ隆替ニ反映スル所大ナルモノアルヲ以テ政府ハ曩ニ之ガ改良計畫ヲ樹立シ國道ヲ始メ地方道路ノ改良ヲ助成セラルル所アリ今ヤ各地ヲ擧ゲテ此ノ種事業ノ計畫ニ日モ亦足ラザルノ狀況ニ在ルハ本會ノ深ク満足トスル所ナリ。

然ルニ政府ハ財政緊縮ヲ圖ルノ必要上從來ノ計畫ヲ放棄シ大正十四年度道路改良費豫算ヲ削減セラルト開ク政費ヲ節約シテ民力ノ涵養ニカムルハ現下ノ國情ニ照シテ敢テ異論ナシト雖之ガ爲産業ノ進展物價ノ引下ゲ國民ノ能率等ニ至大ノ效果ヲ齎スベキ事業ヲ廢止又ハ中止セシムルガ如キハ大ニ考慮ヲ要スベキ事案ナリト言ハザルヲ得ズ今道路改良費豫算ノ内容ヲ見ルニ國道ヲ始メ其他府縣道街路等ノ如キ重要道路ノ改良ニ對スル補

道路改良會事績概要

助共ノ大部ヲ占メ今ヤ何レモ工事ノ進行中ニ在リ而カモ本改良費額ハ既ニ屢々削除セラレ補助金額ハ工事ノ進捗ニ應ズル能ハザルノ實狀ナルヲ以テ此ノ上更ニ豫算ノ廢止ヲ見ムカ地方ハ折角着手シタル工事ヲ廢止又ハ中止セザルベカラザルニ至リ爲ニ近時漸ク擡頭シタル道路改良ノ機運ヲ頓挫セシメ將來ニ於ケル改良ヲ著シク難澁ナラシムルニ至ルベク農村ノ開發ヲ阻害シ地方財政ノ經理ヲ困憊セシメ道路改良ト共ニ計畫サレタル民間事業ヲ不能ニ陷ラシメ沿道居住者ノ受クル損失等ハ擧ゲテ數フベカラザルモノアラム殊ニ着手中ニ屬スル事業ヲシテ半途廢止セシムルガ如キハ無益ノ國帑ヲ投シタルコト、ナルベク軍事上ノ行動ハ勿論都市計畫事業ノ進捗ニ及ボス影響亦蓋シ尠ナラザルベシ此ノ如キハ却テ政費節約ノ根本義ニ背反スルモノト認ムルヲ以テ政府ハ從來ノ計畫ヲ持續シ以テ道路改良事務ノ促進ヲ助成セラレムコトハ實ニ本會ノ切望シテ措カザル所ナリ茲ニ理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正十三年九月十五日道路改良會長 水野 鍊 太郎

道路改良費廢止反對建議附帶理由

大正十四年度豫算ハ道路公債法ノ内容ニ屬スル既定計畫額一千萬圓ヲ以テ經理スルヲ適當ト認ムルモ政府財政ノ關係上已ムヲ得ズ之ヲ四百二十五萬圓ニ減額シタル趣ナルヲ以テ暫ク其ノ

案ニ甘ズルノ外ナキ状態ニ拘ハラズ尙コノ豫算ヲ否認スルガ如キハ吾人ノ斷ジテ許サザル所ナリトス今若シ本豫算ノ要求ヲ認メザルニ於テハ左ノ重大ナル結果ヲ見ルニ至ルベシ

一、道路改良ニ頓挫ヲ來シ將來ニ於ケル

之ガ改良ヲ難澁ナラシムルコト

各地ニ於ケル道路改良事業ガ十分ナラズトハ言ヘ今日ノ如キ域ニ達シタルハ全ク政府ガ之ヲ助成シタル結果ニ外ナラザルヲ以テ若シ之ヲ變更スルニ於テハ折角擡頭シタル計畫ハ一頓挫ヲ來スノミナラズ現在國道ハ何レノ日ニカ之ヲ改良セザルベカラザル運命ヲ有スルモノナルヲ以テ此時ニ方リ改良事業ヲ計畫セバ現在ヨリ工費ノ增高ヲ來スベク國道ハ全部國費支辨ニ屬セシムルノ民論ニ聞カザルベカラズシテ國道改良事業ハ爲ニ一層ノ難澁ヲ告ゲルニ至ルベシ

二、農村ノ開發ヲ阻害スルコト

近時發達シタル自動車ガ地方交通ニ偉大ナル效果ヲ齎シ地方農村生活ニ頗ル大ナル關係ヲ有スルニ至リ之ガ爲地方道路ガ昔時ノ鐵道敷設運動ト相論テ要求セラルル所以ニシテ産業ノ進展上喜ブベキ現象ヲ呈セムトス今日之ガ事業ヲ廢止スルハ農村救濟ノ政策ト矛盾シ地方開發ヲ阻害スルコト頗ル大ナルモノアリ

三、地方財政ノ經理ヲ困難ナラシムルコト

道路改良費豫算ハ政府財政ノ關係上地方ガ實際支出シタル工事實ニ應ジテ補助スルコトヲ得ズシテ工事完成後數年ニ互リテ補助ヲ爲ス實狀ニ在リ而シテ府縣財政ノ經理ニ關シテハ後述スルガ如ク土木局ヨリ補助豫定額ノ通知ヲ受ケ之ヲ根據トシテ豫算ヲ編製スルガ故ニ之ヲ廢止セムカ地方ハ豫定ノ收入ヲ得ル能ハズ爲ニ歳入缺陷ヲ生ズルニ至ル又或地方ニ於テハ下級公共團體ノ寄附金若ハ受益者負擔金ヲ財源ノ一部トシテ工事ヲ進行シタルモノ或ハ後ニ述ブルガ如キ軌道會社ノ負擔ニ屬スベキ部分ヲ立替支出セルモノ等ハ補助ノ廢止ニ因ル工事中止ニ依リ其ノ徵收ヲ困難ナラシメ地方財政ヲ危殆ナラシムルノ虞アリ

四、既往ノ工事ガ不經濟的支出ニ終ルコト

現ニ補助シツツアル工事ハ既ニ完成シタルモノアリト雖着手中ノモノ其ノ大部分ヲ占ム是等ハ進工ノ程度區々タルモノ其ノ最モ遅レタルモノト雖既ニ用地ノ買収ヲ了シ橋梁ニ在リテハ橋脚工事ニ着手スルモノアルノ狀況ニシテ補助ヲ廢止セムカ地方ハ豫定ノ收入ヲ得ザルヲ以テ必ズキ工事ヲ廢止スルニ至ルベク斯テハ折角買収シタル用地ハ其ノ目的ヲ達セズシテ荒廢ニ任セザルベカラズ又橋梁ニ在リテハ河中ニ橋脚ノミ樹立スルノ奇觀ヲ呈スベク隧道ニ於ケル卷立工ノ中止等何レモ之ニ爲シタル投資ハ無意味ニ終リ經濟上寒心ニ堪ヘザルモノアリ

五、民間事業ヲ廢止セシムルコト

道路改良ヲ動機トシテ道路交通ヲ助勢スベキ軌道ヲ敷設セシムルハ交通上得策トスル所ナルヲ以テ道路管理者ト軌道經營者ト共同出捐ノ下ニ事業ヲ進ムルモノ尠カラズ是等ニ在リテハ道路改良事業ノ廢止ト共ニ軌道事業ヲ廢止セサルベカラザルコトトナリ此種民間事業ニ一大恐嚙ヲ與フベク又道路管理者ニ於テ既ニ軌道經營者ヨリ其ノ負擔ニ屬スル費用ヲ提出セシメ用地ノ買收ヲ了シタルモノ又ハ道路管理者ニ於テ是等費用ヲ取替支出セルモノ等アルヲ以テ是等ハ其ノ返還又ハ請求ニ圖ラザル問題ヲ惹起スルナルベシ

六、沿道居住者ニ損失ヲ與フルコト

土地買收ニ當リテハ新道附近ハ土地所有者ハ將來發展ニ依ル利益ヲ考慮シテ地方廳ノ土地買收ニ協力シ或ハ比較的低廉ニ應ズル者尠シトセズ然ルニ事業ヲ中止セムカ此等地方民ノ國家團體ニ對スル信頼ヲ薄クスルノミナラズ被買收者ハ不測ノ損失ヲ蒙ルコトトナリ買收地居住者ニ付テモ同様ニシテ將來ノ發展ヲ豫期シ低廉ノ移轉料ヲ以テ新道沿線ニ移轉スルハ普通ノ事例ナリ然ルニ今新道ノ工事ヲ中止セムカ此等ノ者ハ交通ナキ箇所或ハ荒廢セル道路數ニ面シテ居住セザルヲ得ザル結果ノ生ジ商店經營者等ニ取リテハ忍ブ可カラザル損失ヲ與フルコトトナル

道路改良會事績概要

ベシ

七、公約ヲ無視シタル詭ヲ受クルコト

道路改良費ハ繼續費ニ非ザルヲ以テ固ヨリ後年度ノ支出ニ付契約ヲ爲スコトヲ得ズ又之ヲ爲シタルモノニ非ズト雖當初補助ヲ爲スニ方リテハ後年度ニ屬スル大體ノ補助方針ヲ示スニ非レバ地方廳ハ事業ノ計畫ヲ樹立スルコト能ハザルヲ以テ道路會議ノ諮問ヲ經テ補助スベキモノト決定シタル工事ニ對シテハ其ノ大體ニ付土木局ヨリ通知スル所アリタリ固ヨリ契約ニ非ズト雖此ノ方針ヲ指示シタル以上ハ濫ニ之ヲ廢止スルガ如キハ適當ニ非ズシテ公約違反ノ詭リヲ受クルニ至ルベシ

八、軍事行動ニ不便ヲ與フルコト

目下施行中ニ屬スル軍事國道ハ陸海軍ノ改良ヲ要求スル道路中最モ改良ノ急ニ迫レルモノヲ選擇起工スルニ至リシモノナルヲ以テ之ヲ廢止スルニ至ラバ必ずヤ軍事行動ニ支障ヲ生ズルニ至ルベシ

九、都市計畫事業ノ執行ヲ難澁ナラシムルコト

都市改造ノ基礎的施設ハ街路ノ改良ニ俟タザルベカラザルヲ以テ六大都市ノ街路改良ニ對シ補助スル所アリ之ガ爲今日ノ如キ都市計畫事業ノ漸進ヲ觀ルニ至リタルモノトス今之ヲ廢止セバ獨リ街路ノ改良ニ止マラズ一般都市計畫事業ノ促進ニ障礙ヲ

與フベキハ明カナルヲ以テ何等カノ方法ニ依リ之ヲ助勢セザルベカラザルコトト爲リ本費用削減ノ目的ハ徹底セザルニ至ルベシ

十、道路試験ヲ廢止スルコト

我國ニ於ケル道路技術ハ未ダ幼稚ノ域ヲ脫スル能ハズ爲ニ各地ニ於テ執行スル道路工事ニシテ著シク不經濟の築造ヲ爲スモノ尠カラズシテ各種材料殊ニ我國産材料ヲ以テ我が氣候風土ニ適應スル工法ヲ研究スルトキハ築造上ハ勿論維持修繕費ニ於テモ多大ノ節約ヲ爲シ得ベキ餘地アリ故ニ一般試験ヲ行ヒ其ノ結果ヲ周知シテ完全ナル工事ヲ經濟的ニ施設セシムルノ要切ナルモノアリ依テ土木試験所ヲ設置シタルモノトス然ルニ之ヲ廢止セムカ僅ニ六萬餘圓ノ費用ヲ節約スルニ止リ其ノ結果ハ國庫ヨリ補助スルト否トヲ問ハズ全國ニ於ケル一般道路工事ノ成績ニ波及シテ之ガ爲ニ受クル損失ハ幾何ナルヤ計リ知ルベカラザルモノアラム

大正十四年には北海道道路の現状を視察し、同道廳管内資源開發上道路改良築造の急務なるを感じ、北海道道路改良計畫に關し左の如き建議書を内務大藏兩大臣に提出し、同道拓植事業の促進の必要なるを開陳したり。又大正十年

度豫算編成に際し、政府財務當局は内務省の要求に係る道路改良費に對し大なる削減を加ふるの議あるを聞きたるを以て、道路改良費豫算維持に關し左の如き意見を大藏大臣に建議する所ありき。

建議

天賦ノ富源ヲ開拓シテ國力ヲ増進シ國民生活ノ進展ニ資スルハ蓋シ我國現下ノ狀態ニ察シ喫緊ノ要務タルヲ信ス、聞ク北海道廳ハ現行拓殖計畫ノ將ニ來年度ヲ以テ終リテ告ケムトスルニ先チ茲ニ第二次拓殖計畫ヲ樹立シテ拓地殖民ノ實ヲ舉ケムトスト寔ニ機宜ニ適シタルノ措置ト謂フヘシ

願フニ北海道ハ山野到ル處無限ノ資源ヲ包藏シ農業ニ鑛業ニ林産ニ之ヲ獲ルモ猶盡クル所ヲ知ラサルノ狀態ニ在リ然ルニ開拓ノ現況ヲ觀ルニ農耕適地百四十五萬町步中既墾地ハ僅ニ八十五萬町步ニ過キス開拓姿跡トシテ不振ノ現狀ニ在ルニ深く遺憾トセサルヲ得ス

之カ原因固ヨリ多々アルヘシト雖要スルニ開拓ノ先驅タルヘキ道路ノ設備不完全ナルニ基因スル所極メテ大ナリトス
北海道現在ノ道路ハ國道以下町村道ヲ合セテ一萬里ニ過キス之ヲ一平方里ニ付觀ルトキハ一里二十四町ヲ出テスシテ内地府

縣中道路ノ最モ尠キ宮崎縣ニ於ケル二里三十二町ニ比スルモ尠
遠ク及ハサルノ狀況ナルノミナラス其ノ構造亦幼稚ノ域ヲ脫ス
ル能ハス融雪時ニ在リテハ殆ト交通杜絶ノ狀態ニ陥ルモノアル
カ如キ其ノ拓殖事業ヲ滯滞セシメ本道ノ開發ヲ阻止スル定ニ尠
少ナラストス

本會ハ曩ニ道内道路ノ視察ヲ遂ケ其ノ現狀ヲ觀テ益々前記ノ
感ヲ深クスルモノアリ固ヨリ道廳ノ企畫ニ係ル新計畫ヲ以テス
ルモ未ダ十全ナリト謂フ能ハスト雖財政緊縮ノ今日其ノ多キヲ
望ムコトノ頗ル至難ナルモノアリト認ムルヲ以テ今暫ク之カ計
畫ニ從ヒ拓殖事業ノ促進ヲ圖ルノ極メテ必要ナルヲ認ム

冀クハ右計畫ヲ採擇シテ我國運ノ進展ヲ圖ラレムコトヲ茲ニ
本會理事會ノ議決ヲ經建議候也

大正十四年八月十二日道路改良會長 水野 鍊 太郎

建 議

大正十五年度豫算ノ編成ニ方リ主務省カ道路改良費豫算五百
十一萬餘圓ヲ要求シタルニ對シ大藏當局ニ於テハ之ヲ三百五十
萬圓ニ削減セラレタリト聽ク今ノ時財政緊縮ノ必要ナルハ固ヨ
リ言フ俟タサル所ナリト雖而カモ之カ爲ニ國民生活ノ進展ヲ阻
害セシムルカ如キハ深ク考慮セサルヘカラス

道路改良ニ關シテハ政府夙ニ其ノ必要ヲ認メ曩ニ國道其ノ他

道路改良會事績概要

府縣道以下道路ノ改良費ニ對シ之カ補助ノ政策ヲ採ラレシ以來
中央地方共ニ逐年此ノ方針ニ基キ著々計畫ヲ進メ既ニ事業ノ完
了ヲ告ケタルモノ工事ノ方ニ進行中ニ在ルモノ亦尠カラス我國
路政ノ爲大ニ慶賀セル所ナリキ然ルニ近時政府財政ノ都合ニヨ
リ著シク豫算ヲ減額セラレ爲メニ地方ハ事業ヲ遂行スルモノニ
相應スルノ補助ヲ受クル能ハスシテ地方經濟甚シク困難ニ陥レ
ルノ實況ニ在リ是ニ至テ政府ノ採用セラレタル補助政策モ今ヤ
纔ニ其ノ形骸ヲ存スルニ過キササルノ概アルノ秋内務省カ要求シ
タル豫算ノ如キハ眞ニ最低限度ノモノニシテ道路改良上本會ノ
尙不滿足ナリトスル所ナルニ拘ハラス之ニ對シテ更ニ少カラサ
ル削減ヲ加ヘラレタルカ如キハ寔ニ遺憾ニ堪ヘス若シ査定案ノ
實現ヲ見ルニ至ラムカ政府ノ補助政策ハ名實相伴ハス近時漸ク
勃興セル道路改良ノ機運モ著シク阻止セラレ國庫補助ヲ豫定シ
テ施工シタル地方財政ハ甚シク困憊ニ陥リ連年投シタル國費ヲ
徒ラニ費消セシムルノ結果ヲ招來シテ其ノ施行中ニ屬スル工事
モ亦之ヲ中止シ若ハ廢止スルモノアルニ至ルヘキハ疑ヲ容レズ
此ノ如キハ國家經濟上不得策トスル所ニシテ本會ノ深憂措ク能
ハサル所ナリ冀クハ敍上ノ旨趣ヲ考量セラレ主務省ノ要求ニ係
ル道路改良費豫算ヲ是認セラレレムコトヲ茲ニ理事會ノ議決ヲ經
建議候也

大正十四年十一月十日

社団法人道路改良會 顧問 澁澤榮一

會長 水野鍊太郎

道路に關する法制、財政及び經濟に關する調査を爲し、且技術に關しては簡易舗裝の調査を開始し、其他山陽道國道改良計畫の調査を行ひ、尙北海道其他に於て講習會を開催し、道路改良の宣傳並に實現に努めたり。

昭和元年には茨城、北海道等に於て講演會を開催したり。又道路改良受益者負擔金制度を調査し之を刊行頒布したり。

昭和二年には道路の工事並維持管理等の視察のため技術者二名を上海、香港等に派遣したり。又鳥取、青森、北海道の各地に於て、道路改良鼓吹のため講演會を開催したり。尙國內道路改良事業を促進するの急務なるを感じ、左の如き建議書を内閣總理大臣及内務大藏兩大臣に提出したり。

建議

彙年道路政策ノ樹立セラルルヤ劣悪ナル我國ノ道路ハ之ニ依テ改良ヲ促進セラルヘク民生ノ福利ヲ圖ルノ善政トシテ大ニ之

ヲ慶祝シタリ然ルニ大正十二年度以降行政財政整理ノ爲メ豫定ノ支出ヲ見ル能ハス以テ今日ニ至レルハ甚タ遺憾トセサルヲ得ス、繼テ我國道路ノ現狀ヲ見ルニ其ノ近代交通ニ適應スルモノハ僅ニ都市ノ一部局ニ其ノ存在ヲ見ルニ止マリ全國道路ノ延長ニ比スレバ眞ニ九牛ノ一毛ニ過キス爲ニ折角發達セムトスル路上運送モ依然トシテ多クハ舊態ヲ脱スル能ハス自動車ノ如キ亦其ノ機能ヲ十分發揮スルヲ得サルハ殖産興業上最モ憂慮措ク能ハサル所ニシテ地方交通ハ之カ改良ヲ要求シテ已マサルノ狀態ニ在ルモ政府財政ノ都合ハ容易ニ之ヲ實現スルノ餘地ナク只管時機ノ至ルヲ待ツノ實情ニ在リタリ聞クナラク内務省ハ此ノ情勢ニ鑑ミ從來ノ道路改良計畫ヲ改訂スルノ外更ニ進テ地方產業上必要ナル道路ノ改良ヲ助成セラル、方針ヲ探レリト是レ實ニ現内閣ノ聲明セラルル立國策ヲ實現スルノ方途ニテ寔ニ機宜ニ適シタルノ施政タルヲ信ス念フニ交通上其ノ要求切實ナル道路改良ノ如キハ徒ニ財政ノ現狀ノミニ拘泥シテ其ノ施設ヲ策スヘキニ非ス改良ニ要スル投資ト之ニ依リテ將來獲得スヘキ利益トヲ比較衡量シテ國民生活ニ多大ナル利益ヲ齎スモノニ在リテハ起債モ亦之ヲ忍ヒテ施設宜シキヲ制スルハ爲政ノ最良方途タルヲ失ハス冀クハ道路改良ニ關スル主務省ノ計畫ヲ實現スルニ努メラレ以テ交通機關タルノ機能ヲ十分ニ發揮シ得ルニ至ラシム

コトヲ是レ實ニ本會積年ノ主張ニシテ其ノ達成ヲ望ムテ已マサル所ナリ茲ニ本會理事會ノ議ヲ經建議候也

昭和二年十月十一日 道路改良會長 水野鍊太郎

昭和三年には福島、秋田、山形等の地方に於て道路改良講演會を開催せり。尙道路改良に關する計畫調査として交通情勢の調査を企て全國に於ける國道府縣道約八千里に

就き全國一齊に交通情勢の調査を爲したり。この交通情勢の調査は我國に於て嚆矢とす。又同年歐米諸國に於ける道路施設を廣く視察する要を認め、二名の道路技術者を海外に派遣したり。尙山陽道並に九州四國に於ける國道改良計畫調査書を作成し、之を政府當局其他關係方面に頒布したり。

昭和四年には米國道路視察の爲に、道路技術者一名を同國に派遣したり、又前年度に於て執行したる道路交通調査圖表は、道路改良計畫の基本となるべき資料なるを以て之を關係當局に頒布したり。道路の維持修繕を獎勵すると同時に修路工夫の勞苦を犒ふ目的を以て、修路工夫九十三名

道路改良會事績概要

を表彰したり。又萬國工業會議を機とし來朝の各國道路關係者を招待し、海外の事情を聽取すると共に、本會の事業を汎く海外に紹介することを得たり。又本會に於ては夙に陸上交通政策の樹立に關し、其の調査機關の設立を必要なりと觀し、左の如き建議書を關係大臣に提出したり。

建議

陸上ニ於ケル將來ノ交通政策ハ鐵道ト道路トヲ綜合統一スルヲ以テ根幹トセサルヘカラス從テ官私鐵道ノ敷設ト道路ノ新設改良トハ其間ノ利害得失ニ付先以テ慎重ナル調査ヲ遂ケ然ル後之カ實行ヲ爲スヘキモノト認ム然ルニ現行行政ノ運用ハ如上ノ趣旨ニ副ハサルノ憾アリ仍テ政府ハ兩者行政ノ連絡ヲ圖ルカ爲ニ交通會議ヲ設ケ内閣ニ直屬セシメ汎ク交通ニ關スル學識經驗アル者ヲ以テ議員トシ鐵道及道路ノ計畫其他陸上交通ニ關スル重要事項ヲ擧ケテ之ニ諮詢セラレムコトヲ望ム

右理事會ノ決議ヲ經茲ニ及建議候也

昭和四年九月二十六日 道路改良會長 水野鍊太郎

昭和五年には經濟界の不況に伴ひ失業者續出し、社會問題として其の救濟策を講ずるの喫緊事なるを認め、道路改

良事業を促進するを以て適機の對策なるを念ひ、左の建議を内閣總理大臣並に内務大藏兩大臣に提出したり。

建議

近時經濟界ノ不況ニ伴ツテ失業者簇出シ職ヲ得ムトスルモ能ハサルモノ實ニ數十萬人ノ多キニ達シ之ガ適當ノ對策ヲ講スルハ重大ナル社會問題トシテ刻下緊要ノ時務タリ政府ハ夙ニ之カ解決ニ努メツツアリト雖尙未ダ十分ニ其效果ヲ擧グル能ハサルハ頗ル遺憾ナリトス

想フニ是等失業ノ因テ生スヘキ原因ヲ究メテ之ガ芟除ヲ圖ルノ必要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリト雖失業者ノ日ヲ逐フテ増加スル現狀ニ在リテハ應急ノ對策ヲ講シテ授職ノ途ヲ開クハ寔ニ焦眉ノ急務タリトス蓋シ失業者授職ハ方途タル固ヨリ多々アルヘシト雖國又ハ公共團體ニ於テ各種企業ヲ計畫シ以テ就職ノ方途ヲ講スルヲ捷徑トシ且其ノ企業ハ各地ニ散在シ一般勞働者ヲ使役シ得ルモノニシテ而カモ其ノ事業カ生産的ナルコトヲ要ス道路改良事業ノ如キハ此ノ見地ニ於テ右要件ヲ具備スルモノト謂フヘク歐米各國亦失業者對策トシテ此ノ種事業ノ實行ニ依リ其ノ成果ヲ收メタルガ如キ決シテ故ナキニ非サルナリ

翻テ我國道路ノ現狀ヲ觀ルニ近代交通ノ要求ニ應スル構造ヲ有スルモノ極メテ尠ク爲ニ自動車ノ機能ヲ擧グル能ハスシテ國

民經濟上ニ蒙ル損失擧ケテ數フヘカラサルノ實狀ニ在リ從來幾度カ之カ改良事業ノ計畫サレタルモノアリシト雖財政緊縮ノ爲ニ未ダ其ノ實現ヲ觀ル能ハサルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ今日失業救済對策トシテ之カ事業ヲ起與セシムルハ之ニ依テ失業者ニ職ヲ與ヘ我カ産業ノ進展ニ寄與スル一舉兩得ノ方策タルヲ疑ハス

仍テ政府ハ從來ノ緊縮方針ヲ緩和シ道路事業ノ爲ニハ起債ヲ許可スルト同時ニ失業者救済ノ爲ニスル國庫補助ノ財源ヲ道路改良費ニ充當シテ補助政策ヲ速ニ實行シ大ニ道路ノ改良ヲ獎勵シテ社會問題ノ解決ニカメラレムコトヲ切望ス

茲ニ本會理事會ノ議ヲ經及建議候也

昭和五年六月二十日 道路改良會長 水野鍊太郎

又自動車ノ發達は自動車交通網の樹立を急務とするの實情なるに鑑み、鐵道大臣に左の如き自動車交通網の樹立方を建議したり。

建議

交通能率ヲ増進シ交通ノ經濟的經營ヲ策スルカ爲各種交通機關ヲ統制シテ其ノ機能ヲ國民生活ニ利用スルノ必要ナルハ言ヲ俟タス國有鐵道ニ於テ自動車運輸業ヲ經營スルカ爲自動車交通

網ヲ確定セラレタルカ如キ寔ニ機宜ニ適シタルノ措置ニシテ本會ノ深く満足スル所ナリ

然ルニ自動車運輸ニ利用セラル、道路ノ現狀ハ極メテ劣惡ニシテ近代交通ノ要求スル構造ヲ有スルモノ甚々尠ク歐米各國ニ於ケル道路ノ現狀ニ比シテ其ノ霄壤當ナラサルハ、深く遺憾トスル所ナリ畢竟此ノ如キ現狀ヲ見ルニ至リシハ從來道路施設ヲ輕視閉却シタルニ因ルモノニシテ今ニ於テ之ヲ改ムルニ非サレハ自動車ノ機能ヲ利用スル能ハサルヤ言フ俟タス此ノ秋ニ方リ自動車交通網ノ樹立セラレタルハ喜フヘキコトニ屬スト雖而カモ之カ事業執行ノ爲ニハ道路ノ改良ニ多額ノ經費ヲ要スルヲ以テ交通政策ノ大局ヨリシテ鐵道經濟ニ於テ卒先其費額ヲ支辨セラレ以テ道路交通ヲ助成スルト共ニ右事業ヲ促進セラルヘク刻下急迫セル失業者ノ急濟モ是等事業ノ執行ニ依リテ解決セラル、所尠ナカラスト認ムルヲ以テ速ニ右計畫ヲ實行セラレムコトヲ切望ス

茲ニ本會理事會ノ議ヲ經及建議候也

昭和五年六月 日 道路改良會長 水野鍊太郎
鐵道大臣宛

昭和六年に於ては米國自動車業會議所幹事ジョージ・パウラー氏來朝し、米國道路局製作に係る「近代道路築造」

道路改良會事績概要

米國自動車會議所製作の自動車の利用等に關し映畫を公開する爲に援助を求められ、帝國鐵道協會と協力して講演會を開き多大の効果を收めたり。又學術講演會を九州帝國大學工學部講堂に、道路鋪裝講習會を東京市に於て開催し、汎く道路に關する學識及び實際施行の技能の啓發に努めたる外、米國に開催せる萬國道路會議報告の概要、歐米路政の近狀、全國鋪裝道路統計等を輯録し「道路行政研究資料」と題して之を頒布したり。

昭和七年に於ては道路講演會を四國各地に開催し來聽者六千餘名に達したるが如き、道路改良問題に關し裨益する所多かりき。道路、鐵道、港灣、船舶及航空等交通機關の發達に伴ひ法令の統一、施設の連絡統制等に關し帝國鐵道協會、港灣協會、日本交通協會と聯合全國交通調査會を設立したり。

産業振興の目的を以て道路の改良を施行せんとするに付き、左記の通内務大藏兩大臣に建議したり。

建 議

政府ハ産業振興ノ爲ニ新ニ道路改良事業ヲ計畫シ國民利福ノ増進ニ努ムト聞ク本會ハ其ノ實現ノ速ナラムコトヲ切望スルト同時ニ之カ爲ニ從來實行シ來レル道路政策ヲ等閑ニ付スヘキニ非ス兩者相違ンテ之カ完成ヲ期スルヲ要ス

大正八年原内閣時代ニ樹立セラレタル道路政策ハ我國路政上ニ劃期的ノ進展ヲ與ヘタリト雖爾後財政ノ關係上豫定計畫ヲ實行スル能ハス爲ニ國庫補助政策ノ下ニ地方カ執行シタル國道改良事業ニシテ既ニ其ノ工事ヲ完成セルニ拘ラス尙補助ヲ受クル能ハサルモノ九百五十萬圓ヲ算シ其ノ工事中ニ屬スルモノニシテ將來補助ヲ受クヘキモノ三千萬圓ノ多キニ及フト聞ク

固ヨリ是等補助費ノ措置ニ關シテハ新計畫ニ於テ相當考慮セラレタル所ナルヘシト雖地方財政ノ現狀ヲ見ルニ豫定ノ補助金ノ交付ヲ受クル能ハサルカ爲地方團體ニ於テハ公債償還ノ財源ヲ失ヒ爲ニ財政ノ窮迫ヲ招來セルモノアルカ如キ寔ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、仍テ政府ハ此ノ際既成事業ニ對スル補助金ヲ完済シ其ノ工事中ニアルモノハ事業ノ進捗ニ應ジテ補助金ヲ交付シ以テ窮窮セル地方財政ヲ救済スルト同時ニ道路ノ改良ヲ助成セラレムコトヲ切望ニ堪ヘス

茲ニ理事會ノ議決ヲ經建議候也

昭和七年四月 道路改良會會長 水野鍊太郎

建 議

政府ハ産業立國ノ國是ヲ定メ國運ノ進展民生ノ福祉ノ爲根本的政策ヲ樹テ國民經濟生活ニ最モ緊密ノ關係ヲ有スル道路ノ改良ヲ講セラルト聞ク是レ寔ニ機宜ニ適シタル施設ト言ハサルヘカラス

我國ノ道路ハ近時漸ヲ逐フテ改良セラルルニ至リシト雖全國的ニ之ヲ見ルトキハ尙一局部ニ止マリ其ノ多クハ舊態依然トシテ線形構造共ニ劣惡ヲ極メ新式路上交通用具ノ機能ヲ擧ゲシムル能ハス殖産興業爲ニ其ノ進展ヲ阻止セラルルノ實狀ニ在リ本會夙ニ之ヲ憂ヒ當局ニ建議シテ之カ改良ヲ提唱スルコト多年然レトモ常ニ財政緊縮ノ爲ニ之カ實現ノ運ニ至ラサリシハ深ク遺憾トスル所ナリ然ルニ今ヤ産業五年計畫ノ一端トシテ道路改良ノ實行ヲ見ムトスルハ寔ニ邦家ノ至慶ニシテ本會ノ満足ニ過キサルナリ

道路ノ改良タル之カ爲巨額ノ費ヲ要スト雖之ニ因ル國民利福ノ増進ニ鑑ルトキハ其ノ支出ヲ吝ムヘキニ非ラス寧ロ進ンテ積局的ニ事業ヲ起シ産業ヲ振興シ國富ヲ増進スルヲ喫緊ノ要務トス政府ハ此際大ニ道路ヲ改良シテ國運ノ進展ニ資スヘク格段ノ考慮ヲ拂ハレムコトヲ切望ニ堪ヘス茲ニ理事會ノ議決ヲ經建議

候也

昭和七年四月

道路改良會會長 水野鍊太郎

滿洲に於ける我邦既存の權益は滿洲新國家の發達と緊密の關係を有し、其の發達を圖るが如きは交通政策就中道路網の確立に俟つこと大なるものあるを以て、左の如き建議書を内務拓務兩大臣に提出したり。

建議

今回新ニ滿洲國ノ成立ヲ見平和的樂土ノ建設成ラムトスルハ東洋平和ノ爲メニ欣慶トスル所ナリ、新國家ハ尙未ダ國際間ノ承認ヲ得ルニ至ラスト雖彼地ニ於ケル帝國既存ノ權益ハ帝國國運ノ隆替ニ影響スルトコロ頗ル多ク從テ我國ハ滿洲國家ノ成立ト其ノ發達トヲ助成スルノ權義ヲ有スルモノト云ハサルヘカラス

滿洲發展ノ爲ニ採ルヘキ政策ハ多々アルヘシト雖荒茫タル曠野ノ開發ヘ一ニ陸上交通機關ノ整備ニ俟タサルヘカラス曩ニ國際鐵道聯絡ニ關シ當局官吏ノ派遣ヲ見タルモノ亦故ナキニ非ラサルヲ以テ之ニ配スルニ道路網ノ計畫ヲ必要トス以テ政府ハ道路行政ト技術トニ精通セル權威者ヲ派遣シテ計畫ノ大綱ヲ調査シ以テ新國家ノ政策ヲ援助スルノ必要アリト認ム右理事會ノ議

道路改良會事績概要

決ヲ經建議候也

昭和七年四月

道路改良會會長 水野鍊太郎

又一般經濟界不況の爲農漁山村は疲弊困憊甚しき狀態に陥りたるの實情に鑑み、速に之が應急對策を講ぜんことを左記の通内閣總理大臣及内務大藏農林の三大臣に建議したり。

建議

現下農漁山村ノ窮狀ハ其ノ極ニ達シ救濟ノ聲今ヤ天下ニ喧傳セラレ世ヲ擧ケテ之カ對策ヲ議論スルニ至レリ、想フニ農漁山村ノ今日ノ如キ疲弊困憊ヲ見ルニ至リタルモノ其ノ原因ヤ多岐其ノ由來スル所亦遠キモノアリ、從テ之カ原因ヲ究メテ農漁山村甦生ノ根本的對策ヲ樹立スルハ最モ其ノ必要ヲ痛感スル所ナルモ是等ハ一朝一夕ノ克クスル所ニ非サルヲ以テ今ハ米鹽ノ資ニ窮セル爛額焦眉ノ急ヲ救フヲ以テ喫緊ノ要務ナリトス

開說政府ハ農漁山村救濟ノ應急措置トシテ大ニ土木ノ事業ヲ興シ是等窮民ニ就勞ノ機會ヲ與ヘテ生活ノ資ト生業資金ヲ得セシメ以テ努力甦生ノ精神ヲ鼓舞セラレントスト寔ニ機宜ニ適シタル計畫ニシテ本會ノ満足亦之ニ過キササルナリ、然レトモ之カ

事業ノ選擇ニ方リテハ起興ノ動議ニ鑷ミ事業ノ效果ニ稽ヘ取捨其ノ宜シキヲ制スルニ非スンハ悔フ後年ニ貽スニ至ルヘキハ言フ俟タサル所ナリ、然ルニ道路ハ農漁山村到ル所ノ各地ニ普遍シ之カ改良作業ハ農勞勞働ニ類似シ就勞極メテ容易ナルノミナラス地方ノ振興ニ至大ノ效果ヲ齎ス事業ナルヲ以テ救濟事業トシテハ最も有效ニシテ且ツ最も適切ナルモノト言ハサルヘカラス

觀テ我國道路ノ現狀ヲ觀ルニ近代交通ノ要求ニ應スル構造ヲ有スルモノ甚タ尠ク爲ニ自動車ノ機能ヲ擧タル能ハスシテ農漁山村ノ生活ニ及ホス損失擧ケテ數フヘカラサルノ實狀ニ在ルヲ以テ窮民救濟ノ對策トシテ道路改良ノ事業ヲ起興セシムルハ之ニ依テ困憊セル地方ヲ甦生セシムルト共ニ産業ノ進展ニ寄與スル一舉兩得ノ方策ナリトス仍テ政府ハ農漁山村救濟策トシテ道路改良事業ヲ選擇シ以テ其ノ進展ニ力メラレンコトヲ切望ス

茲ニ本會理事會ノ議ヲ經及建議候也

昭和七年七月十一日 道路改良會長 水野鍊太郎

昭和八年には大阪に於て、本會創立以來始めて道路大會を開催し、千二百有餘名の來會者あり、盛會を極めたり。

其の研究事項は我國道路技術の進展に寄與する所大なるも

のありと認め、之を主管大臣に建議したり。又ドイツ・ミューンヘン市に於て開催の第七回國際道路會議には代表者を派遣したり。

我國の交通網調査は最も緊要なるを認め、帝國鐵道協會、港灣協會、日本交通協會等と共に之が調査研究を爲し、政府當局に建議したり。

尙翌年度豫算編成に關し左の如き建議書を内閣總理大臣内務大藏兩大臣に提出したり。

産 議

政府ハ昭和九年度豫算ヲ編成スルニ方リ道路改良費豫算ヲ著シク減額セラルルト聞ク想フニ非常時ニ遭遇シタル我國ハ國勢ノ維持ト時局巨救トノ爲ニ巨額ノ國帑ヲ要シ財政ノ困難想像スルニ難カラスト雖之カ爲ニ國民利福ヲ増進スヘキ事業ヲ抑制スルカ如キハ國運ノ進展上最モ考慮スヘキコトニ屬ス

觀テ我國道路ノ現狀ヲ觀ルニ近代交通ノ要求ニ應スル構造ヲ有スルモノ甚タ尠ク爲ニ自動車ノ機能ヲ完カラシムル能ハスシテ國民生活ニ及ホス損失擧ケテ數フヘカラサルノ實情ニ在リ然ルニ今是等ノ事業ヲ抑制セムカ途ニハ産業ヲ萎靡セシメテ國民

負擔カヲ低減スルニ至リ非常時國家ノ負擔ニ耐ヘ得サルノ窮狀測リ知ルヘカラサルモノアラム殊ニ時局匡救事業トシテ執行セラレタル事業ヲ今俄ニ廢止スルニ至ラハ更ニ農漁山村ノ疲弊ヲ招來シテ國家ノ前途憂心ニ耐ヘサルモノアルヘシ讞テ昭和九年度ニ於テハ少クトモ本年度ト同額ノ道路改良費豫算ヲ編制シ以テ非常時ニ於ケル路政ノ爲ニ善處セラレムコトヲ望ム玆ニ理事會ノ議ヲ經建議候也

昭和八年十一月二十五日 道路改良會長 水野 鍊太郎
昭和九年に於ては道路交通狀態を調査して道路修理方法を研究し「修路工夫必携」と題し之を普く頒布し、道路修理上に多大の便益を與へたり。

獨逸ミュンヘン市に於て開催の第七回國際道路會議には宮崎東京府技師に囑託し、本會を代表して曩日同會議に提出したる諸調査事項の説明する所ありき。

本年にありても客年の如く明十年度政府豫算編成上道路費の削除せらるゝが如き事なからしむる爲に、内閣總理大臣及内務大臣、大藏大臣に左記の如き建議書を提出し、會長、副會長は夫れ夫れ政府當局の熟慮を求むる所あり、相

道路改良會事績概要

當の効果を收め得たり。

建議

政府ハ昭和十年年度豫算ヲ編成セラル、ニ方リ國防其他國勢伸張ノ爲ニ巨額ノ國帑ヲ要シ財政ノ難局ニ遭遇セラレ慎重考慮セラル、所アルハ敢テ疑ハサル所ナリト雖モ仄聞スル所ニ依レハ大藏當局ニ於テハ道路ニ關スル經費ニ對シ殆ト之ヲ削除セラル、ノ意アリト果シテ然ラハ國策上眞ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ冀クハ右經費ニ對シテハ深甚ノ考慮ヲ費サレ國勢伸張ノ基礎タル路政ノ變理ニ善處セラレシコトヲ望ム

理由

一、内務當局ハ土木會議ノ決議ニ基津シ併セテ現下ノ時局ニ鑑ミ道路ニ關スル經費ヲ定メ之ヲ要求スル所アリト聽ク惟フニ該會議ハ路政ニ關スル權威者ヲ網羅シ國民生活上ハ勿論産業ノ振興國防上ノ施設トシ必要缺クヘカラサルモノトシテ計畫ヲ樹テタルモノニシテ之カ實現ヲ期スルハ國利民福ヲ増進スル上ニ於テ最モ機宜ヲ得タル措置ナリト信ス故ニ之ヲ全ク削除スルカ如キ舉ニ出シカ産業ハ萎靡シテ國民ノ擔稅力ハ減耗シ國勢ノ維持上窮窮ヲ招來スルノ虞ナキヲ保シ難シ

二、農漁山村ニ對シテ未タ其疲弊ヲ救匡シ得サルノ實況ナリ

然ルニ其事業ヲ廢止セラレンカ農漁民ヲシテ愈々益々困憊ニ陥ラシメ其救匡ハ益々至難ニ赴クヤ敢テ言フ俟タサル所ナリ

三、現下道路改良工事ノ施業中ニ屬スルモノ鮮少ナラス然ルニ之ヲ打切ラサルヘカラサルニ至ラハ既成ノ工事ハ其效果ヲ奏スルコトヲ得サルニ止マラス地方民心ノ歸趨憂慮ニ堪ヘサルモノアリ

四、更ニ我國道路ノ現状ヲ觀ルニ改良ノ事業未タ普及セスシテ近代交通ノ要求ニ應スルノ構造ヲ有スルモノ甚タ少ナクシテ自動車ノ機能ヲ完カラシムル能ハス爲ニ國民生活ニ及ホス損失ノ多大ナルハ言フ俟タサルノミナラス産業ノ發達國防ノ施設上缺如スル所甚大ナルノ實情ニ在リ故ニ道路事業ハ今日之ヲ抑制スヘキモノニアラスト信ス

右本會理事会ノ決議ヲ經茲ニ建議候也

昭和九年十一月 道路改良會長 水野鍊太郎

内閣總理大臣宛

建議

道路政策カ國運ノ進展ト國民ノ經濟生活トニ緊密ナル關係ヲ有スルコトハ敢テ多言ヲ須ヒサル所ニシテ輒近政府カ土木會議ヲ設ケ之カ國策ヲ樹立セラレタルハ寔ニ機宜ノ施設トシテ本會ノ曠美措ク能ハサル所ナリ

惟フニ昭和十年度ニ於ケル道路ニ關スル經費ハ必ラスヤ土木會議ノ成果ヲ基準トシ併セテ農村振興ノ對策トシテ之ヲ要求セラレタルヘシト信スルモ財政當局ハ殆ント之ヲ削減シ盡シテ餘

サスト果シテ然ラハ眞ニ痛嘆ニ堪ヘサル所ナリ庶幾ハ前陳道路事業ニ對シテハ克ク其ノ實現ニ邁進努力セラレテ以テ國民ノ經濟生活ニ資セラレンコトヲ切望ス

爰ニ理事會ノ決議ヲ經建議候也

昭和九年十一月 道路改良會長 水野鍊太郎

內務大臣宛

建議

昭和十年年度歳出豫算ノ査定ニ方リ貴省ニ於テハ道路ニ關スル經費ハ殆ト之ヲ削除セラル、ヤニ仄聞ス果シテ然ラハ國運伸張ノ爲メニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ思フニ國防其他國勢進展ノ爲メ巨額ノ國帑ヲ要シ歳計收支ノ均衡ヲ計ルノ非常ナル難局ニ遭遇シ之カ對策ニ腐心努力セラレツ、アルハ毫モ疑ハサル所ナリト雖モ國利民福ヲ増進シ國力ヲ充實スヘキ基幹タル道路ニ關スル經費ニ對シテハ深甚ナル考慮ヲ拂ハレ路政ノ變理上善處セラレシト望ム

昭和九年十一月 道路改良會長 水野鍊太郎

大藏大臣宛

理由 首相宛ニ同シ

客年來帝國鐵道協會、港灣協會、及日本交通協會と聯合協力して調査研究したる交通機關の選定、交通法規の改廢、主管官廳の連絡協調、航空事業根本策の確立等に關し、政府に建議したり。(建議文略)

昭和十年に於ては仙臺高等工業學校講堂に於て講演會を開催し、又道路の改良宣傳並に其の愛護思想を計るの目的を以て、實例と佳話、標語等に關し廣く懸賞募集する所ありたり。道路の維持保全獎勵の爲優良工夫を表彰したり。

又從來政府の道路改良費は單年度編成にして、事業の性質上甚だ遺憾とする所少なからざるを以て、爾後繼續費として編成せられんことを左記の如く内閣總理大臣及内務、大藏大臣に建議したり。

建議

本邦道路交通ノ情勢ハ其ノ交通量ニ於テ連年異常ナル増加ヲ示スニ至レリト雖道路ノ現状ハ舊態ニ依リテ時勢ノ推移ニ適應セザルモノ甚ダ多ク文化ノ向上産業ノ伸展上眞ニ遺憾トスル所

道路改良會事績概要

少カラス國道府縣道ニ就テモ近年各地ニ於テ事業ヲ實施セラレタリト雖工費等ノ關係ニヨリ脈絡統制ニ缺如スルモノ無シトセス依テ東西貫通南北縱走ノ改良順位ト年限トヲ確立シ繼續費トシテ逐次完成ヲ期スルニ非レハ平時ニ於ケル不利不便ハ勿論一朝有事ニ際會センカ非常ノ苦境ニ立ツコト無キヲ保シ雖シ依テ政府ハ明年度豫算ノ編成ニ當リ繼續のニ事業達成ノ方途ヲ確立シテ之カ促進ニ努メ以テ民衆ノ利便ト邦家ノ進運ニ資シ一旦緊急アラハ克ク之ニ應シ得ルノ效果ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシムルヤウ特ニ配意アランコトヲ望ム

右理事會ノ決議ヲ經建議候也

昭和十年八月二十日 道路改良會會長 水野 鍊 太郎

一號國道中京濱國道は其の交通飽和點に達せるを以て其の實情を調査し、輿論の喚起に資せんが爲「京濱國道の現狀」と題するパンフレットを刊行し、之を政府當局、其他關係方面に頒布し、又左記の如き建議書を内閣總理大臣及内務、大藏兩大臣に提出したり。

建議

一號國道中東京横濱間ノ交通ハ連年著シク繁劇ヲ加ヘ沿線地方ノ躍進的發展ト相俟テ此ノ區間ニ於ケル交通量ハ今ヤ既ニ飽

和ノ状態ニ達シ快速ヲ生命トスル自動車モ其ノ能力ヲ充分發揮シ得サルノ現況ニアリ加之交通上ノ諸事故亦比年増加シ僅々六里ニ充タサル右區間ニ於テ前年中ノ轢殺三十四人負傷一千人餘ヲ算スルノ悲惨事ヲ見タルヘ洵ニ痛恨ニ堪ヘサル所ナリ諸般ノ狀勢既ニ斯クノ如ク我國交通産業ノ發展ヲ阻害スルコト甚シク寸時ト雖現狀ニ晏如タルヲ許サザルニ至レリ

依テ政府ハ昭和十一年度豫算ノ編成ニ當リテハ曩ニ土木會議ニ於テ決定セラレタル京濱新國道築造費ヲ繼續費トシテ計上シ以テ斯ノ急迫セル道路交通ノ機能ヲ完備スルニ力ヲ致サレムコトヲ望ム

右理事會ノ決議ヲ經建議候也

昭和十年八月二十日 道路改良會會長 水野 鍊 太郎

本州と九州とを連絡して自動車交通を可能ならしむることとは、産業上國防上焦眉の急務なるを認め連絡路線の開設を要望する左記の如き建議書を、内閣總理大臣、内務、大藏、鐵道、陸軍、海軍大臣に提出したり。

建 議

帝都ヲ起點トシ鹿兒島ニ通スル國道二號線ハ本州ト九州トヲ連絡スル重要幹線道路ナルニ拘ラス下ノ關ヨリ門司市ニ至ル區

間ハ今尙水運ニ頼ルノ外ナク交通運輸ノ上ニ及ボス支障尠シトセス加之昨年中ノ海難事故數百回餘ノ多キニ上レル等生命財産上ニ蒙ル有形無形ノ損害ハ蓋シ容易ナラザルモノアリ一朝有事ノ秋ニ際會センカ此ノ水運連絡ノ障害ハ想像ニ難カラサルナリ依テ政府ハ昭和十一年度豫算編成ニ際シ此ニ鑑ミラレズノ重要區間ノ連絡施設ニ改良ヲ加ヘ以テ躍進日本ノ將來ニ備フル所アラムコトヲ望ム

右理事會ノ決議ヲ經建議候也

昭和十年八月二十日

道路改良會會長 水野 鍊 太郎

昭和十一年に於ては客年來調査中なる事項にして六大都市道路協議會の開設、道路職員必携の編纂は其の調査を終了し、又客年懸賞募集したる道路改良に關する實話、標語等は、内地は勿論朝鮮、臺灣、關東州、滿洲、中華民國等よりも應募あり、其の數實に一萬二千有餘通の多きを算し、宣傳の效果少なからざりき。

優良道路工夫の表彰は大分宮崎兩縣に係る工夫を表彰したり。

客年京阪地方颯風被害甚大なりし爲め實行を見合はせたりし自動車旅行は一號國道の改良未改良の實狀、自動車走行能力の試験、沿線地方に於ける産業其の他の狀況の實地視察を爲す目的を以て之を實行し多大の効果を收めたり。

昭和十二年に於ては東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大都市道路協議會を開催し、又ミュンヘンに於ける第八回國際道路會議には道路に關する各種の寫眞、圖面、資料、見本等四百餘點を出品したり。又道路職員講習會を東京市に於て開催したり。新に道路功績者表彰規程を制定し、之に依りて道路維持修繕等に功績あるものを十三縣に互り工夫三十三名、七團體、個人一名を表彰したり。國內自動車の運行に適せざる國道路線中重要なる部分に付改良施行の件を政府に建議したり。自動車燃料資源擁護に關する調査を爲し、之が實施方を政府當局に建議したり。

昭和十三年に於ては規程に基き道路功績者を表彰したる所十六縣に互り工夫三十九名、十七團體、個人三名を算し客年に比し一段の成績を擧げたり。

道路改良會事績概要

和蘭海牙市に開催の第八回國際會議並其の附設展覽會には三名の代表者を委嘱し事務の處理を依頼したりしが、展覽會の出品は相當入場者の注目を惹き、道路寫眞の如きは特に好評を博せり。

昭和十四年には又道路改良の鋪裝の普及並に日滿支交通態勢の確立に順應して、重要道路整備調査の必須的專業なるを認め、其の遂行に關し左記の如く政府に建議せり。又道路功勞者に對して數府縣に互り表彰するところありたり。

建議

道路ノ改良整備ニ關シテハ本會夙ニ思フ致シ創立以來屢重要幹線道路ノ改良整備ノ急務ナルヲ唱導シ政府ニ其ノ意見ヲ開陳シタリ、政府ニ於テモ大正八年道路法ノ施行ト同時ニ國費總額二億八千餘萬圓ノ巨費ヲ以テ國府縣道及六大都市街路等ノ改良ヲ計畫セラレタリシモ諸種ノ事情ニ依リ僅ニ其ノ一部ノ實現ヲ見タルニ過ギズ又昭和八年度ニ至リ政府ハ交通情勢ニ鑑ミ更ニ總額八億餘萬圓ヲ以テ第二次道路改良計畫ヲ樹立シ新京濱國道ノ築造、關門隧道ノ開鑿等ニ着手セラレタリ。然ルニ東亞新秩序ノ建設ハ更ニ國防ノ完備、生産力擴充ノ急ヲ告グルニ至リ其

ノ國策遂行ノ基礎的施設タル道路ノ改良鋪裝ノ普及ハ一日ヲ緩
 フスルヲ許サザル狀勢トナリタリ。仄聞スルニ内務當局ハ國道
 ハ總延長ニ對シ改良延長二二%府縣道ハ一二%ニ過ギズ又鋪裝
 ニ至リテハ國道一五%府縣道三%ノ貧弱ナル狀態ヲ顧慮シテ東
 京、大阪間、大阪、下關間並東京、新潟間等特ニ重要ナル國道
 路線ヲ選ビ五年繼續事業トシテ之ニ改良ヲ加フルト共ニ燃料節
 約、自動車増産等生産力擴充ノ國策的見地ヨリ緊急道路交通能
 率ノ増進ヲ計ル要アル爲ニ二ヶ年間ニ互リ國道、府縣道ノ既改良
 區間ニ鋪裝ヲ完成スルノ計畫ヲ樹立シ之ニ要スル經費ヲ要求ス
 ルト共ニ日滿支交通態勢ノ確立ニ順應シテ重要道路ノ整備調査
 ニ要スル經費ヲ要求スル所アリタリト之等ハ何レモ現時局下ニ
 於テ最モ緊切重要ナル方策ナリト確信ス

庶幾クハ政府ハ右道路政策ニ關スル所要經費ヲ支出シ以テ國
 策遂行上遺憾ナキヲ期スルコトニ力ヲ致サレンコトヲ茲ニ理事
 會ノ決議ヲ經テ建議候也

昭和十四年九月二十六日 道路改良會會長 水野鍊太郎

内閣總理大臣、内務、大藏兩大臣、企畫院總裁宛

昭和十五年に於ては道路法施行二十周年に相當し、特に
 奉祝すべき記念事業として路政功績者を顯彰し、且「道路

の改良」記念特輯號を刊行することに決し今や其の進行中
 に屬す。

尙上記述する外大正十一年より昭和十二年に至る間道
 路職員ノ知識技能を啓發せんが爲に道路職員講習會を開催
 すること九回に及び、聽講員は内地は勿論滿洲關東州朝鮮
 及臺灣樺太等の各地より派遣せられ、其の總員數は約千四
 百餘名を算し道路改良に資する所尠少なからず。

以上を略記し既往を回顧すれば、微力ながらも本會が我
 邦道路の改良整備に貢獻したる所決して鮮少なからざるを認
 むるに足る。今や東亞新秩序の建設に際會し、日滿支を通
 じて新交通政策樹立の急を告ぐるものあるの秋、本會亦實
 力の充實を圖り、本來の使命を達成せんことを期し、關係
 各方面の高援を切望して已まざる所なり。

× × × × ×

× × × × ×